

救急搬送実施基準

宮 城 県

平成23年6月

平成26年3月（一部改正）

1 救急搬送実施基準策定の背景

救急搬送における受入医療機関の選定に困難な事案の発生が全国的に社会問題化したことを背景として、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布、同年10月30日に施行された。

今回の消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）の改正は、各地域の現状の医療資源を前提に、消防機関と医療機関の連携を強化することで、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築することを目指したものである。

法改正により、法第1条で災害等による傷病者の搬送を適切に行うことが法の目的として明記され、また、都道府県は消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による傷病者の受入れの迅速かつ適切に実施するため、以下のような傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定めることが義務付けられた。

（1）傷病者の心身等の状況に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するため
に医療機関を分類する基準【第1号「分類基準】

（2）前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医
療機関の名称【第2号「医療機関リスト】

（3）消防機関が傷病者の状況を確認するための基準【第3号「観察基準】

（4）消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準
【第4号「選定基準】

（5）消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達する
ための基準【第5号「伝達基準】

（6）傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準
その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

【第6号「受入医療機関確保基準】

（7）傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関し都道府県が必要と認める事項

【第7号「その他基準】

実施基準の留意事項については以下のとおりである。

（1）医学的知見に基づき、かつ、医療法に規定する医療計画との調和が保たれるよう
に定めなければならない。

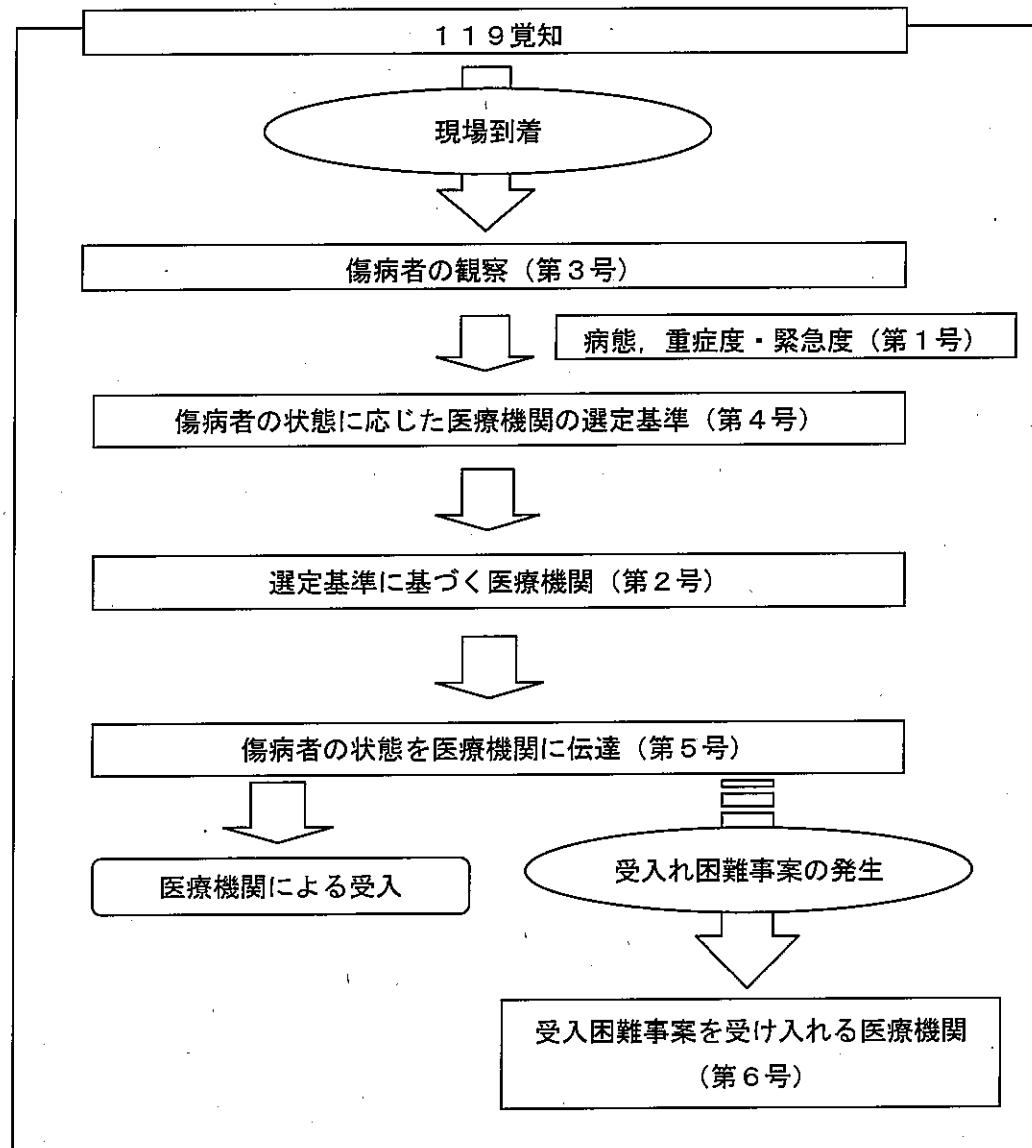
（2）都道府県が実施基準を定めるときは、消防機関、医療機関等の代表者で構成する
協議会を設置し、意見を聴かなければならない。

（3）都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければな
らない。

（4）消防機関は実施基準を遵守し、医療機関は実施基準を尊重するよう努める。

（5）策定した実施基準は、協議会において評価と見直しを行う。

○実施基準活用イメージ



2 宮城県における検討

宮城県においては法律上の協議会として、宮城県救急医療協議会を充てることとした。また、本県においては、この協議会とは別途に消防機関と救急医療に精通した医師で構成する「救急搬送の実施基準に関する検討会」を開催し、実施基準を定める病態ごとに専門的観点から検討を行い実施基準案を作成した。さらに、この実施基準案を宮城県救急医療協議会で協議した後に承認を得て、「救急搬送実施基準」を定めた。

3 注意事項

- (1) この「救急搬送実施基準」は、消防機関が救急要請を受けて行う救急業務における傷病者の搬送と医療機関による受け入れについて定めたものである。したがって、医療機関の選定は消防機関の救急隊が行い、救急要請者が医療機関リストから医療機関を選択できるものではない。また、一般的の救急外来における対応医療機関を示したものでもない。
- (2) 文中の「重症度・緊急度判断基準」とは「救急搬送における重症度・緊急度判断基準作成委員会報告書」(平成16年3月 財団法人救急振興財団) の「重症度・緊急度判断基準」を指す。

第1号 分類基準

傷病者的心身等の状況（以下「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するために、以下の病態等について第2号「医療機関リスト」を定める。

ただし、「精神疾患疑い」に関しては現在検討中であるため、医療機関リスト等については以下、記載していない。

傷病者の状況	
緊急性	救命救急センター対応の症状
	脳卒中疑い
	心疾患疑い
	重症熱傷
専門性 特殊性	産科・周産期
	小児
	精神疾患疑い
その他の病態	

第2号 医療機関リスト

第1号「分類基準」に定めた病態等に関して、医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称を以下のとおり定める。

1 救命救急センター対応の症状

傷病者の状況	医療機関名
重症度・緊急性判断基準の各項において重症以上と判断される傷病者で高度救命救急処置が必要と判断される傷病者	東北大学病院高度救命救急センター
	仙台医療センター救命救急センター
	仙台市立病院救命救急センター
	大崎市民病院救命救急センター
	石巻赤十字病院救命救急センター

(注) 救命救急センターがない地域や、傷病者の発生場所が救命救急センターから遠隔地である場合には、その地域の基幹となる2次医療機関を選定することも可能とする。

2 脳卒中疑い

医療機関名	受入体制	医療機関名	受入体制
仙台医療センター	◎	東北労災病院	△
仙台東脳神経外科病院	◎	JR仙台病院	△
広南病院	◎	内科佐藤病院	△
大崎市民病院	◎	仙台赤十字病院	△
みやぎ県南中核病院	○	松田病院	△
東北大学病院	○	仙塩総合病院	△
気仙沼市立病院	○	赤石病院	△
総合南東北病院	●	公立黒川病院	△
宮城病院	●	大崎市民病院鳴子温泉分院	△
仙台市立病院	●	古川星陵病院	△
仙台徳洲会病院	●	すずき脳神経外科クリニック	△
石巻赤十字病院	●	涌谷町国民健康保険病院	△
仙石病院	●	登米市立登米市民病院	△
公立刈田総合病院	□	登米市立豊里病院	△
片倉病院	□	斎藤病院	△
三浦病院	□	真壁病院	△
坂総合病院	■	大友病院	△
泉病院	■		
東北公済病院	■		
宮城県立こども病院	■		
東北薬科大学病院	■		
仙台中江病院	■		
中嶋病院	■		

受入体制は以下の区分による。

区分	t-PA投与	緊急開頭手術	緊急血管内手術
◎	常時可	常時可	常時可
○	常時可	常時可	可能な場合有
●	常時可	常時可	不可
□	可能な場合有	可能な場合有	不可
■	可能な場合有	不可	不可
△	t-PA投与以外の薬物療法可能		

3 心疾患疑い

傷病者の状況	医療機関名	心臓血管外科 の有無
心筋梗塞及びその類似疾患【※1】 (胸痛を訴え循環器系疾患が疑われる傷病者)	みやぎ県南中核病院	—
	東北大学病院	○
	仙台厚生病院	○
	仙台オーブン病院	○
	仙台市立病院	—
	仙台循環器病センター	○
	東北薬科大学病院	○
	仙台医療センター	○
	仙台徳洲会病院	○
	吉岡QQクリニック	—
	坂総合病院	○
	大崎市民病院	—
	みやぎ北部循環器科	—
	宮城県立循環器・呼吸器病センター	○
	石巻赤十字病院	○
	みやぎ東部循環器科	—
	気仙沼市立病院	—
	宮城社会保険病院【※2】	—
	真壁病院【※2】	○

※1 類似疾患とは急性大動脈解離や肺塞栓症等の循環器系の緊急性が高い疾患を指す。

※2 診療時間外は曜日及び時間帯によって対応不可能な場合がある。

4 重症熱傷

傷病者の状況	医療機関名
	東北大学病院高度救命救急センター
	仙台医療センター救命救急センター
重症度・緊急性判断基準の「熱傷」の項で重症以上と判断される傷病者	仙台市立病院救命救急センター
	大崎市民病院救命救急センター
	石巻赤十字病院救命救急センター

(注1) 救命救急センターがない地域や、傷病者の発生場所が救命救急センターから遠隔地である場合には、その地域の基幹となる2次医療機関を選定することも可能とする。

(注2) 広範囲熱傷については、東北大学病院高度救命救急センターを第1選択とする。

5 産科・周産期

傷病者の状況	医療機関名
主に軽症例	地域の周産期医療施設
	仙台赤十字病院
	東北大学病院
	宮城県立こども病院
	仙台医療センター
	仙台市立病院
	東北公済病院
	大崎市民病院
	石巻赤十字病院
	気仙沼市立病院
	みやぎ県南中核病院
	公立刈田総合病院
コードネートの必要な事案	【母体救急】 分娩後・胎児死亡 東北大学病院によるコードネート
	【母体救急】 胎児生存 【平日日中】 東北大学病院によるコードネート 【平日夜間・休日】 仙台赤十字病院によるコードネート
	【切迫早産】 【平日日中】 東北大学病院によるコードネート 【平日夜間・休日】 仙台赤十字病院によるコードネート
【母体重篤（母体救命最優先）】 (救命救急センター)	東北大学病院高度救命救急センター 仙台医療センター救命救急センター 仙台市立病院救命救急センター 大崎市民病院救命救急センター 石巻赤十字病院救命救急センター

(注) かかりつけ医のある事案については、かかりつけ医に連絡する。

③周産期医療施設以外（自宅又は車中等）での分娩（未受診の妊婦）

傷病者の状況	医療機関名		
以下の項目のすべてに該当する場合 ・泣いている、穏やかな呼吸 ・活発に動く ・皮膚色が良好 ・心拍 100/分以上	右の周産期医療施設	仙台赤十字病院	宮城県立こども病院
		東北大学病院	仙台医療センター
		仙台市立病院	大崎市民病院
		石巻赤十字病院	
		東北公済病院	みやぎ県南中核病院
		公立刈田総合病院	気仙沼市立病院
以下の項目のいずれかに該当する場合 ・見るからに未熟で小さい ・呼吸が乏しい、あえぎ呼吸、 呻き、陥没呼吸、多呼吸 ・チアノーゼ、蒼白 ・ぐったりしている ・心拍が 100/分未満 ・低体温 (36°C以下)	人工換気が可能な周産期医療施設	仙台赤十字病院	宮城県立こども病院
		東北大学病院	仙台医療センター
		仙台市立病院	大崎市民病院
		石巻赤十字病院	
	上記周産期医療施設から遠隔地の場合など	東北公済病院	みやぎ県南中核病院
		公立刈田総合病院	気仙沼市立病院

(注) 周産期コーディネーター事業によるコーディネートが必要な事案に関しては、コーディネーターを活用する。

(2) 乳幼児から中学生まで

傷病者の状況	医療機関名
重症	東北大学病院、仙台市立病院、宮城県立こども病院、仙台医療センター、大崎市民病院、石巻赤十字病院、みやぎ県南中核病院、気仙沼市立病院 【平日・日中対応可能】 坂総合病院、公立刈田総合病院
中等症	各地域の小児に対応可能な医療機関
軽症	

7 その他病態

その他の病態に関しては、基本的に各地域の救急告示医療機関や病院群輪番制参加医療機関で受け入れる。

(1) 救急告示医療機関（平成25年9月1日現在）

医療圏	医療機関名	
仙台	東北大学病院	泉病院
	仙台厚生病院	松田病院
	伊藤病院	仙台徳洲会病院
	東北労災病院	仙台循環器病センター
	仙台社会保険病院	泉整形外科病院
	東北公済病院	仙台北部整形外科
	仙台医療センター	坂総合病院
	安田病院	塩竈市立病院
	仙台オープン病院	赤石病院
	中嶋病院	平田外科医院
	仙台東脳神経外科病院	宮城病院
	東北薬科大学病院	公立黒川病院
	仙台市立病院	宮城利府掖済会病院
	N T T 東日本東北病院	仙塩利府病院
	仙台赤十字病院	総合南東北病院
仙南	広南病院	松島病院
	宮城社会保険病院	
	公立刈田総合病院	国民健康保険川崎病院
	蔵王町国民健康保険蔵王病院	丸森町国民健康保険丸森病院
大崎・栗原	大泉記念病院	登米整形外科・外科医院
	みやぎ県南中核病院	
	大崎市民病院	東泉堂病院
	徳永整形外科病院	美里町立南郷病院
	大崎市民病院鹿島台分院	公立加美病院
	古川民主病院	大崎市民病院鳴子温泉分院
	古川星陵病院	大崎市民病院岩出山分院
	涌谷町国民健康保険病院	

医療圏	医療機関名	
大崎・ 栗原	栗原市立若柳病院	栗原市立栗原中央病院
	栗原市立栗駒病院	県立循環器・呼吸器病センター
石巻・ 登米・ 気仙沼	登米市立登米市民病院	登米市立豊里病院
	登米市立米谷病院	
	石巻赤十字病院	真壁病院
	女川町地域医療センター	斎藤病院
	石巻市立牡鹿病院	仙石病院
	気仙沼市立病院	猪苗代病院

(2) 病院群輪番制参加医療機関

地域	参加施設
仙南	公立刈田総合病院
	みやぎ県南中核病院
岩沼／名取／亘理	総合南東北病院
当番病院 仙台	仙台オーブン病院
	仙台徳洲会病院
	伊藤病院
	中嶋病院
	東北薬科大学病院
	仙台赤十字病院
	東北労災病院
	NTT東日本東北病院
	仙台厚生病院
	仙台社会保険病院
協力病院 塩釜	東北公済病院
	佐藤病院
	仙台通信病院
	JR仙台病院
	仙台東脳神経外科病院
	広南病院
	宮城社会保険病院
	泉整形外科病院
	仙台循環器病センター
	松田病院
塩釜	塩竈市立病院
	宮城利府掖済会病院
	仙塩総合病院
	坂総合病院
	赤石病院
	松島病院

地域	参加施設
大崎	大崎市民病院
	大崎市民病院岩出山分院
	美里町立南郷病院
	古川民主病院
	永仁会病院
	徳永整形外科病院
	大崎市民病院鳴子温泉分院
	片倉病院
	野崎病院
	大崎市民病院鹿島台分院
	公立加美病院
	涌谷町国保病院
	古川星陵病院
	三浦病院
	佐藤病院
栗原	栗原市立栗原中央病院
登米	登米市立登米市民病院
石巻	石巻赤十字病院
	女川町地域医療センター
	斎藤病院
	仙石病院
	真壁病院
	石巻市立牡鹿病院
気仙沼	気仙沼市立病院
	猪苗代病院

第3号 観察基準

救急隊は、傷病者の状況を以下の項目を基本として総合的な観察をする。

1 生理学的評価

傷病者情報	主訴・発症状況（時間），現病歴・既往歴，服用薬
バイタルサイン	意識レベル，呼吸，脈拍，体温，血圧
臨床検査所見	心電図，血中酸素飽和度
神経学的所見	瞳孔， ^{どう} まくび， ^{まくび} 麻痺
傷病者の状態	体位， ^{どう} 顔貌， ^{ほお} 表情，出血， ^{けいしゆ} 痙攣，失禁，四肢変形，創傷， ^{おう} 嘔吐・ ^{おう} 嘔氣，死亡兆候

2 重症度・緊急性判断基準に基づく各症状別の観察項目

外傷	外傷	受傷機転，解剖学的評価
	熱傷	熱傷の程度等
疾病	脳疾患	「意識障害」の項における症状等
	心疾患	「胸痛」，「呼吸困難」の項における症状等
	中毒	原因物質
	腹痛	「消化管出血」，「腹痛」の項における症状等
産科・周産期	「周産期」の項における症状等	
小児	「乳幼児」における症状等	

3) その他、各地域メディカルコントロール協議会が定める項目

第4号 選定基準

救急隊は、以下の項目に基づき傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定する。

- 1 第3号に規定する観察項目により判断した傷病者の状況及び重症度・緊急度に応じ、第2号に定める医療機関リストから最も搬送時間が短い医療機関を選定する。
- 2 かかりつけ医療機関の有無や地域における独自の搬送ルールがある場合は、これを考慮する。
また、「その他病態」などにおいて、傷病者が軽症である場合などは上記1によらない医療機関の選定も考慮する。
- 3 高速道路で傷病者が発生し、退出する直近のインターチェンジが県外である場合や住民の生活圏が県外である地域における救急搬送の場合など、県外医療機関への搬送が適当と判断される場合は、県外医療機関への搬送を考慮する。

第5号 伝達基準

救急隊は、傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し、以下の項目を基本として傷病者の状況を総合的に系統立てて伝達する。

- 1 傷病者の年齢、性別
- 2 第3号「観察基準」に基づく傷病者の状況の観察結果
- 3 救急隊が行った処置内容
- 4 かかりつけ医療機関
- 5 その他、各地域メディカルコントロール協議会が定める項目

第6号 受入医療機関確保基準

救急隊は、受入医療機関が速やかに決まらない事案（以下「受入困難事案」という。）が発生した場合は、原則、各地域の救急告示医療機関及び病院群輪番制の当番病院から搬送先の選定に努めるものとする。

また、医療機関が受入困難事案を受け入れた場合は、県は受入医療機関に対して受入困難事案患者受入医療機関支援事業により、その受入実績に応じた支援を行うこととする。

なお、受入困難事案とは、次の①から⑪の状態にある患者をいう。

- ①飲酒
- ②急性アルコール中毒
- ③背景として精神疾患あり
- ④複数科目
- ⑤認知症
- ⑥過去に問題のある傷病者
- ⑦要介護者
- ⑧独居・身寄りなし
- ⑨自殺企図
- ⑩住所不定
- ⑪年齢等の要因で長期入院が予測される脳疾患及び骨折

